

# お知らせ

地方税法の一部改正により、寄附金税制が変わり、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

これが、「ふるさと納税」と言われているものです。

## ふるさと納税って何？



- ・自分の生まれ育った「ふるさと」の力になりたい
  - ・自分との関わりの深い地域を応援したい
- その“想い”を都道府県や市町村に対して「寄附金」という形で応援した場合に、住民税や所得税が軽減される制度です。

## どんな制度なの？

都道府県や市町村に対する寄附金のうち、**5,000円を超える部分**について、個人住民税所得割の概ね1割を上限に、所得税と合わせて**控除**されます。



### ふるさと納税のイメージ

東京にお住まいの、芽室大好さん「夫婦+子ども2人(年収700万円)」が、故郷芽室町に対して、4万円寄附しました。



芽室町

① 4万円を寄附

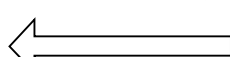


② 領収書の発行

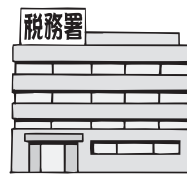


東京にお住まいの芽室大好さん

③ 確定申告  
(翌年の1月～3月15日)



④ 税額(3万5千円)が軽減



居住地(東京)の区役所・税務署

### 〔軽減額の計算〕

芽室大好さんは4万円を寄附しました

寄附金 4万円

4万円のうち、5千円を引いた3万5千円が控除対象額です

控除対象額 「4万円-5千円」= 3万5,000円

ア「所得税」からの税額控除 3,500円

イ「住民税」からの税額控除 3万1,500円

ア(3,500円) + イ(3万1,500円) = 「3万5千円」が軽減されることとなります。

寄附した金額から五千円を除いた額が、税金から軽減されます。  
(一定の額以上の寄附金額となると、五千円を除いた額すべてが軽減とならない場合があります)

## 寄附先には制限があるの？

都道府県・市町村であればどこでも構いません(出身地や過去の居住地などには限定されません)。

## 寄附いただいたお金は、何に使うの？

寄附された方の想いを尊重します。

例えば、寄附者が「子どものために使ってほしい」という想いがあれば、その分野の予算に使用します。